

みんなで  
出かけよう



上十三・十和田湖広域定住自立圏内のイベント情報をお届けします♪

## 三沢市

### ミサワパスタシア

高さ約16mのビッグツリーをシンボルに、なかよし公園がきらびやかで幻想的なイルミネーションで彩られます。特設スタンディングバーやスタンプラリーも開催します。

- ▶とき 11月22日(金)  
~令和2年1月13日(月)  
午後4時30分~午前0時
- 点灯式：11月22日(金)午後5時50分~
- ▶ところ 三沢市中央町なかよし公園
- 問三沢市商工会 ☎⑤2175

## 野辺地町

### 旧野村家住宅離れ (行在所) 夜間特別公開!

「明治天皇の見た風景を体感する」というテーマで、国登録有形・旧野村家住宅離れ(行在所)の夜間特別公開と竹灯籠による庭のライトアップを行います。また、イルミネーション点灯、雅楽演奏、特産品の販売・飲食ブースの出展もあります。

- ▶とき 11月3日(日)  
午後4時30分~7時30分
- ▶ところ 旧野村家住宅離れ(行在所)  
※野辺地町役場裏
- 問歴史民俗資料館 ☎0175④9494

## おいらせ町

### 日本一のおいらせ鮭まつり

鮭のつかみ取りやサーモンレース、芸能ステージなど催事も充実しています。



- ▶とき 11月16日(土)  
午前9時30分~午後4時
- 17日(日)  
午前10時~午後3時30分

- ▶ところ しもだサーモンパーク
- 問おいらせ鮭まつり実行委員会  
(商工観光課内) ☎0178⑥4703

## 小坂町

### クリスマスマーケットin小坂2019



近代クリスマス発祥の地「小坂町」でのクリスマスマーケット。会場全体がイルミネーションで飾られ、幻想的な雰囲気を感じることができます。会場ではクリスマスにちなんだグッズや飲食などの販売、ステージイベントも開催します。

- ▶とき 11月30日~12月21日の土曜日  
午後5時~7時30分  
(12月21日は午後8時まで)
- ▶ところ 明治百年通り(天使館周辺)
- 問小坂町観光産業課観光商工班  
☎0186⑨3908  
小坂まちづくり株式会社  
☎0186⑨5522

## あなたの街の

# 法律相談

~第46回~



市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は「**遺留分に関する法改正**」です。

問まちづくり支援課 ☎⑤6777

Q 遺留分制度の法改正について教えてください。

A 遺留分とは、兄弟姉妹以外の相続人について、その生活保障を図るなどの観点から、遺産の最低限の取り分を確保する制度です。これまでは、遺留分を侵害された相続人が、被相続人から多額の遺贈または贈与を受けた者に対し、遺留分減殺請求権を行使すると、当然に共有状態が生じました。法改正により、遺留分を侵害された相続人は、遺留分侵害

額に相当する金銭を請求できるようになりました。

Q 改正により、どのようなことが期待されるのですか。

A 以前は、遺留分減殺請求により、個々の資産につき、請求者との間で当然に共有関係となりました。そのため、例えば、事業承継のケースを考えた場合、経営者であった被相続人が保有していた自社株式や事業用資産までも、遺留分減殺請求をした相続人と共有になるので、自社株式や事業用資産が分散するなどの問題がありました。

今回の改正により、遺留分侵害額の請求によって生ずる権利は金銭債権となり、個々の資産につき共有関係となるのが回避され、遺贈や贈与の目的財産を受遺者等に与えたいという遺言者の意思を尊重しやすくなりました。事業承継に不可欠な自社株式や事

業用資産を後継者に承継しやすくなると期待されます。

Q 受遺者などが金銭を直ちに準備できない場合には、何か方法はありますか。

A 裁判所に対し、支払期限の猶予を求めることができます。

Q 受遺者などが相続債務を弁済した場合にはどうなりますか。

A 受遺者などが遺留分権利者の承継した相続債務を弁済などによって消滅させたときは、消滅した債務額の限度において、遺留分権利者に対する意思表示により、遺留分侵害額請求により負担した債務を消滅させることができます。

Q 法改正はいつからですか。

A 令和元年7月1日から施行されています。

(文責・弁護士 橋本 明広)  
弁護士法人青空と大地 ☎②5162